

平成18年第2回由利本荘市議会定例会(6月)会議録

平成18年6月15日(木曜日)

議事日程第3号

平成18年6月15日(木曜日)午前10時開議

第1. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

発言者 21番 佐藤 讓 司 議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 提出議案・請願・陳情委員会付託(付託表は別紙のとおり)

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員(30人)

1番 今野英元	2番 今野晃治	3番 佐々木勝二
4番 小杉良一	5番 田中昭子	6番 佐藤竹夫
7番 高橋和子	8番 渡部功	9番 佐々木慶治
10番 長沼久利	11番 大関嘉一	12番 本間明
13番 石川久	14番 高橋信雄	15番 村上文男
16番 佐藤賢一	17番 伊藤順男	18番 鈴木和夫
19番 齋藤作圓	20番 佐藤勇	21番 佐藤讓司
22番 小松義嗣	23番 佐藤俊和	24番 加藤鉦一
25番 土田与七郎	26番 村上亨	27番 三浦秀雄
28番 齋藤栄一	29番 佐藤實	30番 井島市太郎

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	柳田弘	助役	鷹照賢隆
助役	村上隆司	教育長	佐々田亨三
企業管理者	佐々木秀綱	建設部理事	佐々木孝一
総務部長	佐々木永吉	企画調整部長	渡部聖一
市民環境部長	松山祖隆	福祉保健部長	豊島一郎
農林水産部長	小松秀穂	商工観光部長	藤原秀一
建設部長	猿田正好	行政改革推進 本部事務局長	佐々木均
教育次長	中村晴二	総務部次長 兼総務課長兼職員課長	中嶋豪
総務部次長 兼財政課長	小松浩	企画調整課長	大庭司

議会事務局職員出席者

局	長	熊谷	正	次	長	石川	隆夫
書	記	鎌田	直人	書	記	遠藤	正人
書	記	阿部	徹				

午前 9時59分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は30名であります。出席議員は定数に達しております。

議長（井島市太郎君） それでは、本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

21番佐藤讓司君の発言を許します。21番佐藤讓司君。

【21番（佐藤讓司君）登壇】

21番（佐藤讓司君） 皆さん、おはようございます。せいゆう会の佐藤讓司でございます。今回は会を代表して、通告に従いまして質問いたします。

このたびの議会から質問等がテレビ中継になりまして、ゆうべ、うちに帰りまして電話をもらいました。「議員の方の質問も非常に立派であるし、また、市長の答弁も素晴らしい」という電話でございまして、「あしたは、おまえ一人だから頑張れ」という励ましの電話でありましたけれども、私はプレッシャーにしか感じませんでした。

それでは通告に従いまして、初めに地域自治区長について伺います。

これは、合併時の激変緩和措置として由利本荘市区長設置条例で定めた常勤の特別職であります。この設置条例は、昨年3月議会において専決処分された264の中のひとつであります。その後、6月議会に区長の給料額を定める条例の改正が提案され、多くの反対意見や反対討論の末、可決されました。そもそもこの条例は、合併協議において離脱も辞さない一部の町の強い要望で、主流の区長不要論を押し切った経過があると伺っております。

市長は、区長設置の質問に対して次のように述べております。「各地域を私も回っておりますが、やっぱり区長がいなくて寂しいなという声が聞こえます。総合支所の支所長さん、一生懸命頑張っておりますが、やはりその自治区の区長がいないと何か心がうつろだなという方もいらっしゃると思います。それぞれの思いもあるかと思えます。やはり何というか、長年なれ親しんできたものを一気に変えるというのは、不安というものがあるわけでございます。そして、区長がいてよかったなというふうに思います。」と言っています。それで、区長は常勤か非常勤かという問題もあります。「非常勤のところもあれば、常勤なところもある。地域の方々からすれば非常勤であれば、せっかく行ったけれども非常勤だからおらなかったと、地域の方々が非常にせっかく行ったけれども非常勤だからおらなかった、非常勤に戸惑いもあるだろうし、そういう意味では常勤であります。」と言っております。もう一つは、「総合支所の支所長さんの相談、あ

るいは地域の協議会との相談、何度も何度も自治区の区長さんが受けるということもあると思っております。そういう意味で、自治区の区長は常勤ということで合併協議会もですね、常勤ということになったわけでございます。」と書いてあります。「設置条例につきましては、専決処分報告の承認をいただいております。給料についてでございますが、これは先日の特別職報酬審議会でもお諮りしておりますが、一般職の高い方に比べると自治区の区長の給料は低い方になります。そういうことでご理解賜りたいと思います。」と言っております。「区長の財政負担であります、これは月額50万円と申し上げて、そうすると12掛けるから600万円と申しあげましたけれども、これに共済費等が入りまして掛金が867万7,000円。」とも言っております。また、この負担は交付税の算入ではない、すべて税金であるとも言っております。

「区長の任期は、条例では5年となっておりますが、これは区長も2年ということになっております。そして、再任を妨げない、あるいは5年までとする、5年以上はないということです。区長もやはりそのときによっては、私の地域ではもうすっかり落ち着いた、全体として落ち着いたのであれば、最低2年はかかると思いますので2年というふうな設定もしておるわけでございます。」これは、この前の市長の答弁そのまま朗読したわけでございます。

それに対して、ちょうど今月で区長の設置1年になります。市長は、市政の主人公は市民であるという基本姿勢に立ち、「共生、協働、創造」を市政推進の基本理念として頑張ってもらいました。市長の公正、公平な行政手腕と、地域への思いを市民は理解され、現在では合併しても寂しいなという気はもうどこからも聞こえておりません。また、それとあわせるようにして、この4月の異動では5つの自治区の総合支所長さんもかわり、地域に溶け込むため、一生懸命日々頑張っているようでございます。

私は、もう区長の役割は完全に終わった感じがいたします。そもそも区長の権限は、地域の均衡ある発展のため。一つは市長に助言・意見具申する。一つは、地域自治区間で事務調整協議を行う。一つは、市長が招集する月1回の区長会議で意見交換を行うとなっております。

以上のことから、私は次の情報の開示をお願いしました。一つは、区長の業務状況をお願いしました。二つ目は、区長の給与の内訳をお願いしました。それと三つ目は、市長と区長の会議、いわゆる区長会議の議事録の開示を求めました。

開示された内容においては、業務報告においては、区長の諸行事への出席状況が開示されており、市民からの相談、地域間の事務調整、総合支所長との打ち合わせ等の報告はありませんでした。

二つ目の区長の給与の内訳は、給料は月50万円でございます。それから、通勤手当、共済費、互助会費合計7万6,056円でありました。それから退職手当の負担金、積立金ですけれども、12万5,000円。合計で1月当たり558万1,248円、1人平均69万7,660円でありました。私は区長1人の給与で約837万円になるわけで、少し考えさせられました。837万円あれば何が出来るか。きのうの質問にもありましたけれども、この金額がありますと、北内越小学校、また、直根小学校に2人の講師をお願いして複式学級の解消ができる金額でございます。また、2年で252万円の退職金、これは由利本荘市の職員が13年間働かなければいただくことのできない退職金でございます。月12万5,000円、そ

れに24カ月掛けてみますと300万円になります。しかし、実際にもらう金額は252万円でございます。掛けた金額ともらう金額、たった2年で相当な開きがあります。これも少し考えさせられました。

次に、区長会議の議事録の件でございますけれども、当局の説明では、これは市長と区長の思いを語る会議であり、職員も出席はしておりますけれども議事録は起こしていないというお話でした。ないものはしょうがないので「わかりました」と言いましたけれども。

そこで私の質問であります、区長設置1年を迎えるに当たりまして、市長の考え、思いをお聞かせ願えればと思います。

2つ目は、区長退職金の廃止の条例はできないか。

3つ目は、市民が気軽に区長と相談できる体制の整備。現在では、ほとんどの区長さんが前の町長室に入りまして、いるかいないかほとんどわからない状態であります。もう少し見えるところ前面に出てきて、気軽に市民と雑談でも相談でもできるような体制の整備ができないかということでございます。

次は、区長の第三セクターへの役員の就任について伺います。

市長は第三セクターへの社長就任、今後の役員のあり方、運営等についての質問に、「先進事例や有識者等の意見を参考に、適切な会社運営ができますように取締役の選任について検討する。」と答えております。現在、市には9つの第三セクターがありますけれども、その中で役員の改選が終わった会社も大分あります。その中には、代表取締役には助役が就任し、専務取締役には区長が就任しております。当鳥海地域にも、ほっといん鳥海とフォレスタ鳥海の2つの株式会社があります。これは現在、前の町長が社長に就任しております。フォレスタ鳥海は今月22日が株主総会でございます。その前の取締役会で現社長、つまり区長の実任案が提案されると聞いております。身内のことで恥ずかしいことでもありますが、フォレスタ鳥海、当会社の取締役就任につきましてはいろいろと話がありまして、株主でなければならぬとか、そういう圧力をかけ、前社長を辞任させた経緯を株主や住民は周知の事実として知っております。前社長はフォレスタ鳥海の長年の赤字、赤字の会社を大改革で就任2年目で見事に黒字に転換した実績があります。その後、現社長に引き渡し、これは赤字を黒字にしたのは何も社長の一人の力ではありませんけれども、社長の頑張り、社員の頑張り、また、その社員の意識改革も素晴らしいものでありましたけれども、そういうふうに赤字の会社を黒字にした経緯があります。その後、現社長が引き継ぎまして、年々収益は悪化し、11期、つまりことし18年3月31日の決算では逆に500万円からの赤字決算でございます。実際にやる人、社長の考え方において、これだけの開きがあるということでございます。

質問でございますが、区長の役員就任の根拠について伺います。

次に、職員の給与の是正についてお尋ねします。

この問題については、これまでも多くの議員が質問しておりますので詳しくは申しませんが、依然として進歩がないように思われます。例えば、「実態を調査して、格差是正の手法について研究して改善に努めてまいります。」、これは平成17年6月の議会の一般質問に対する答弁でございます。次は、「実態を調査した上で給与の格差是正の手法について研究し、スムーズな人事交流の実施に努めるとともに、引き続き給与制度

の適正化を努めてまいります。」、これは17年9月の一般質問の答弁でございます。次は、「職員の不公平感の払拭と一体感の高揚、また、職務への意欲増進のために急速な格差是正が必要と考えております。引き続き是正方法や是正期間について研究してまいりたいと思います。」、これは18年3月の答弁でございます。答弁の方は、だんだん丁寧になってきております。しかし、内容の方は進んでない状態でございます。

そこでお尋ねしますが、職員の給与の是正について、現在までの研究成果、また、いつからどのような方法で取り組むのか。また、来年からは団塊の世代の退職が始まります。一気に全部してくれとは頼みませんが、職員の退職におかれましては退職金の問題、その後の年金の問題、これは非常に重要な問題であります。そういうわけで、どのような方法で取り組むのか、具体的に答弁の方をお願いします。

次に、臨時職員について伺います。

この問題は、合併後調整が必要な課題の一つでもありました。臨時職員の雇用期間、手当の問題等、いろいろとその都度新聞でも掲載されておりますが、なかなか進展はしていません。合併後の調整項目では、5年以内に調査・分析し、対応については協議するとなっておりますが、そこでお尋ねしますが、臨時職員の取り扱いについて協議の進捗状況について伺います。また、5年以内とはなっておりますが、年次計画ではどうなっているのか、お願いします。

次に、日々雇用の賃金についてお尋ねします。

各総合支所間で昨年はかなりの賃金の開きがあるように聞いております。昨年の大雪の際に除雪賃金においてもかなりの格差があることにも驚きました。例えば大内地域、1日の除雪の賃金1万5,000円でありました。東由利地域、1人1万1,250円でありました。私の鳥海地域、1人7,170円でありました。一番低い方と一番高い方、倍の開きがあります。同じ仕事をしてこれだけの開きがあるということは、かなり不合理ではないかと私は感じました。これについて、ことしの由利本荘市の平成18年の統一した雇用賃金体制はどうなっているのかをお尋ねします。また、それとあわせて、冬期間の除雪の賃金はどういうふうに決めているのか、お願いします。

次に、県道大川端伏見線、市道百宅線の災害復旧についてお尋ねします。

県道大川端伏見線の地すべりの災害は、これは今始まったことではありません。昭和32年に下直根休石地すべりが発生して、住家が7棟、非住家10棟、それから農業用水の陥没、それから流出耕地8町8反歩等の大災害が発生した地域でございます。現在も地すべり地域の上には墓地、農地、脇の山林、また、下には農業用水の水路が走っております。関係住民においては心労を大にしているところであります。あわせて、また、通勤・通学定期バス路線の通路にもなっております。

市道百宅線においては、鳥海国定公園に位置し、法体の滝へは多くの観光客が訪れる公園でもあります。一番の問題は利用者の安全ではありますが、なるべく早く開通するようにしてお願いしたいと思いますので、現在の状況と今後の予定をお尋ねします。

最後になりますけれども、環境マネジメントISO14001の導入について伺います。

地球の温暖化を初め資源の枯渇化、森林の破壊、ダイオキシン問題等、地球規模の環境破壊が進んでいる現状でございます。これに対する取り組みは地球全体の重要課題であり、国内外でさまざまな対策が講じられております。県内の市町村でも、秋田県を初

め秋田市、旧二ツ井町、大館市、美郷町では既に取得され、また、多くの市町村がこのISO14001の環境マネジメントを導入し、認定取得に頑張っておるとも聞いております。由利本荘市は鳥海山の豊かな自然の恵みを受け、ゆったりと日々の暮らしを送るのも、このすばらしい自然環境が市を包み込んでいるからではないでしょうか。また、このすばらしい自然環境を次の世代の人々に残してやるのも私たちの責務とも考えられます。

自治体が本格的にISO14001をとりはじめると、すべての職員が環境保護や、ごみリサイクル、省エネなどの基本的な知識を持つことになり、さらに職場で目標を定め実践することから、行政職員の生活スタイルも環境を配慮した暮らしにおのずと変換していくと思われます。認定取得の取り組みについては、環境目標を決め、各活動項目に取り組んでいく必要があります。例えば、公用車の使用する件ですけれども、燃料の削減、軽自動車の使用推進、アイドリングの禁止、出張公共交通機関の利用、ハイブリッドカーの導入などがあります。また、OA用紙の使用削減、文書の両面印刷とか不要文書の必要以上の作成防止、廃棄物の分別の率先活動、また、電気使用料の削減、昼食時のこれは庁内の消灯とか、使用しないときのOA機器の電源の切断とかが挙げられます。ISO14001の取得の効果として、事業の見直し、予算の削減、財政の削減などが波及効果としてあらわれてくると思われます。それにも増して、この事業を行うに当たり、だれか一人がよくわかっていれば何とかなるというわけではなくて、職員の総合した力が求められ、その結果が問われるという点で、職員の一体感が生まれてきます。全員が一つの目標に進んでいく体制が整い、思わぬ波及効果と市職員の意識改革に役立つものと考えております。ぜひ、由利本荘市でもISO14001環境マネジメントの取得に取り組んではいかがでしょうか。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。どうぞよろしく申し上げます。
議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、佐藤譲司議員のご質問にお答えします。

その前に、イントラネット、いわばケーブルテレビとつながるわけではありますが、大変効果があったというふうにお聞きしたところでありますが、それはさておいて質問にお答えさせていただきます。

地域自治区長についてでございますが、昨年3月の合併により県内で最もエリアの広範な市として由利本荘市が誕生いたしました。その際、合併後のスムーズな市政の運営の手法として地域自治区を設置し、各地域自治区ごとに区長を置くことによってサービスを低下させることなく市民生活の向上に努め、区域の均衡ある発展と一体的な事業の推進を果たすことを目的としたものであります。

9万を超える市民と1,200平方キロメートルを超える広大な範囲に居住する住民の意思や気持ちを把握することや、主行事が重複する場合等を想定するとき、三役はもちろんです。地域の住民の声を代表する区長の責務は大きな力となっていると存じます。さらに、地域の実情や相互理解を深めるための情報伝達の間として、月に1回の割合をめぐりに区長会議を実施しており、当初の目的としての機能は果たしていると考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、退職金制度については、条例どおり適用することになると存じます。

一方、区長室については、総合支所の施設内容に相違はあるものの、市民にとっては気軽に相談でき、開放的な雰囲気のある行政を望んでいると思われまますので、ご指摘いただいた事項を十分調査し、改善を図っていくよう検討してまいります。

次に、観光関連施設などの運営を行っている第三セクターは、フォレスト鳥海を初め9社あります。いずれの法人も旧町において活性化拠点施設の有効な利活用を図るため設立されたものであり、合併に際しては現行の状態でも利本荘市に引き継ぎされたものです。

したがって、市の保有株式割合や出資金額などそれぞれ異なっておりますが、代表取締役には、いずれの法人においても筆頭株主である旧町の首長が就任されている状況にあったところであります。

経営状況につきましては、厳しい状況下にあると認識しておりますが、各法人とも取締役、監査役の非常勤役員の皆様は無報酬で経営に当たっていただいているのが実情であり、この場をかりてご労苦に感謝申し上げます次第であります。

さて、市の第三セクターへのかかわりについては、定時株主総会を機会に取締役に助役と、その地域の自治区長が選任されますよう株主の皆様にご理解をいただきたいものと考えております。

区長は、第三セクターの設立経緯や経営状況、あるいは地域の実情を熟知している方々であります。また、市の行政改革大綱及び集中改革プランの推進に当たっても区長が適任であると考えたところであります。

代表取締役等の役付取締役は取締役会で決定される事項であります。既に助役が代表取締役に就任している法人が5社、区長が専務取締役に就任している法人が4社となっております。

今月中にはフォレスト鳥海、ユースパーク、大内町交流センター3社が株主総会を予定しておりますが、いずれもただいま申し上げました事情にかんがみ、取締役に選任いただきたいものと念願いたしているところでありますので、議員初め株主皆様のご理解を賜りたいと存じます。

次、2番の職員の給与是正についてであります。3月市議会定例会の一般質問で小杉良一議員にもお答えしましたが、現在考えておりますのは特別昇給や昇格による是正方法であります。

また、是正時期であります。できるだけ早期実施ということでは次の定期昇給時からの実施が望ましいところであります。現在、全職員の履歴データの調査及び整理を行っているところであり、今後、処遇等の比較・分析を行った上で是正の範囲や程度、期間等について研究しながら、その可能性について検討してまいりますのでご理解願いたいと存じます。

次、3番の臨時職員についてお答えいたします。

合併時からの懸案事項であります臨時職員の取り扱いについてであります。ご案内のとおり合併前の1市7町で雇用しておりました臨時職員については、雇用条件に差異はありましたが、施設等の運営には不可欠であることから、合併前の雇用条件を引き継ぎ、新市として雇用継続しているものであります。

ただし、新市において差異のある条件を長く続けることは職員管理の面からも大きな課題であり、合併後5年以内の調整を目指し、現在検討しているところであります。

検討に当たっては、合併前の1市7町における雇用形態や雇用条件、さらには施設等の管理状況など複雑な現状に加え、臨時職員の生活の保障も含めて検討する必要があることから大変難しい調整ではありますが、現在、鋭意努力しているところであります。

ご質問では、段階的な調整が必要でないかというご提言でございますが、臨時職員の配置状況や施設等の運営状況など現状分析を行いながら早急に方針案を取りまとめ、段階的な調整も視野に入れながら検討してまいりたいと存じますので、ご理解いただきたいと存じます。

いずれにいたしましても臨時職員の雇用問題については複雑な条件が絡み合っていることから、現状把握を詳細に行いながら調整してまいりたいと考えておりますので、ご理解ください。

次に、4番の雇用賃金についてお答えいたします。

ご質問の平成18年度共通賃金表につきましては、新年度の予算編成に際し、日々雇用労働者の賃金単価を職種区分ごとに定めたものであり、本年度の臨時的作業に従事する新規雇用者に適用する基準賃金であります。

賃金単価の算定に当たっては、合併前の各市・町の実態を勘案しておりますが、このうち除雪人夫賃金については区分上、道路維持作業に分類しております。

一方、合併前から継続している作業に係るものについては、個々の事情もあることから基本的に合併前と同額にしているほか、作業内容等を勘案した賃金で対応しているところでありますので、ご理解願います。

なお、当分このような二本立ての賃金体系を維持しながら、将来は業種ごとに賃金単価を統一する方向で検討してまいります。

次に、5番の県道大川端伏見線、市道百宅線の災害復旧についてであります。

県道大川端伏見線については、5月5日、本路線に隣接する斜面において幅約20メートル、高さ10メートルの地すべりが発生したことから、現在、通行どめとなっており、地すべり斜面は農地地すべり指定区域であることから、由利地域振興局農林部では早急な復旧対策を講ずるべく、5月18日よりボーリング調査に着手しており、今月中に通行どめの解除の可能性も調査検討の予定であります。

本路線は、地域住民の密接な生活道路であるとともに、鳥海山観光の周遊道路としても重要な役割を担っておりますので、県との連絡を密にし、一日も早い通行どめ解除を強く要望してまいります。

次に、市道百宅線についてであります。この路線については当初、今冬の大雪が影響した雪崩災害ととらえておりましたが、斜面の雪が消えた後に斜面状態を目視確認したところ、約350メートル区間に落石の危険箇所があり、現在、通行どめとしております。

この路線の終点には鳥海地域の主要な観光地である法体の滝があり、例年多くの行楽客でにぎわっていることから、迂回路の路線を確保すべく市道鳥海線の除雪作業を5月25日に完了し、30カ所に案内看板を設置するなどして、26日より利用を開始しているところであります。

落石の危険のある斜面は、水源涵養保安林及び保健保安林の兼種指定となっており、また、国定公園区域でもあることから、復旧対策について復旧治山事業の導入など由利地域振興局農林部に検討を要望しているところであります。

また、市では百宅線の安全な通行利用に留意するため、斜面の浮石や転石状態を調査するための防災点検作業を実施しているところであり、この結果を踏まえ、必要な対策について検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、多くの方々にご不便をおかけしている県道大川端伏見線及び市道百宅線が早期に通行利用できるよう、県との連絡協議を密にし取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大きな6番の環境マネジメントシステムの導入についてお答えいたします。

環境マネジメントシステムの構築は環境ISOの基本であり、認証を取得することは市のイメージアップにつながるものと理解しております。

また、最近、ISOの取得は企業に限らず事業所や地方自治体でも取得する傾向にあり、地球温暖化対策の実施や日本から生まれたコンセプトである「もったいない」を生かし、循環型社会を構築しようとする取り組みが各方面で進められております。

市といたしましても、システムの導入は環境負荷の低減をもたらす一つの手段であると理解しており、企業同様に行政施策として注目されている面もあることから、市民の環境意識が高まる中で立ち後れることのないよう努めてまいりたいと考えています。

一方、ISO取得のためには、取得及び検証、専門要員配置などに係る経費、事務量増大など、かなりのハードルがあることも確かであります。

本市では、本年度事業として市役所庁内における地球温暖化防止率先実行計画を策定し、環境保全行動を実施しようとしております。こうした活動は、継続していくことが重要であり、ISO取得の意義にもありますように、無理をせず、まずは身近なところから活動を開始し、そして環境基本条例や環境基本計画の策定を行いながら、最終的にはISO規格の要求に基づくように、市が行う環境マネジメントシステムの構築を目指してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 21番佐藤譲司君、再質問はありますか。21番佐藤譲司君。

21番（佐藤譲司君） 何点が再質問願いたいと思います。

まず1点目の市民が気軽に相談できるような体制の整備というのは、早速調査をしてやっていただけるということで、ひとつよろしくお願いします。

2番目の区長の役員就任でございますけれども、これからは助役が代表取締役、区長が取締役、または専務取締役でございますけれども、なかなか赤字の会社が多い状態でございます。市長は、いずれの役職も無報酬で頑張っているということでございましたけれども、この前もりました区長の活動状況の中にもいろいろと区長が取締役になっておる会社もありましたけれども、なかなか打ち合わせに行っている回数がほとんど見当たりませんでした。できれば、もう少し実際に現場と密にやりとりをしまして、実績が上がるようにするのが役員の務めではないかと思っております。多くても2回ぐらい、なければ月1回ぐらいしかあの業務報告では行っておりません。これからもそういうふうにやるのか、もう少し現場と密に相談しながら実績を上げるように頑張るのか、その

点をお聞きしたいと思います。

次に、職員の給与の是正でございますが、「これからまた検討いたします」という答弁でございましたけれども、来年になりますとまた何人かの今まで頑張ってきておりました職員の方の退職が始まると思います。質問の中でも申し上げましたけれども、これは退職金、これからの年金においても非常に重要な問題であります。一度に全部してもらえれば大変ありがたいことですが、とりあえず来年、再来年、退職が近づいている方に対して早急に是正ができないものか、ひとつお尋ねします。

次に、臨時職員の取り扱いについてもこれからということでもございましたけれども、この部分については5年以内とはなっておりますけれども、昨年、新聞に掲載されました違法ということで出た状態では、総務常任委員会の方に相談しまして、そちらの方でも5年ではなく、できるだけ早い機会に解消すべきということを当局に申し上げております。それから1年以上たっても、なかなか目に見えるような状態で改善されてきておりませんけれども、できればもう少しぼやっとしたものでなく、目に見えるような答弁をお願いしたいと思います。

それから、由利本荘市の一般の雇用賃金でございますけれども、除雪の賃金は1日最低でも1万円以上なければ実際には頼むことはできません。今の答弁では、その地域に任せておくとか会議前、合併前とかいろいろ言いますけれども、大体幾らの設定をしておるのか、その辺まで踏み込んでひとつ答弁をお願いします。

次に、災害の復旧の件でございますけれども、現在調査中で、今月の末には調査がわかって通行どめを、できれば解除したいという話でございましたけれども、その地域には上には農地があります。この前の地すべりの段階で地権者をお願いして、そこは休耕にしてもらったと聞いております。また、墓地もありまして一部が崩落しております。また、その下には水路も流れております。そういうものも、もしわかりましたら結構でございますけれども、これからの対応、補償、そういうのがわかりましたらひとつ答弁をお願いします。

それから、百宅線の落石の状態でございますけれども、私も現場に2回ほど行って見てきました。あの大きな石が落ちてくる状態であれば大変本当に危険な状態でありますけれども、石を落とすためにはいろいろな保安林等の関係もありますけれども、もしその許可が出るまで、石が落ちないようにするのであれば別に許可はいらぬのではないかと思いますけれども、何か早急に対応して、これからの、今ちょうど法体の滝は新緑のすばらしい時期でもあります。大勢の観光客が滝まで来て、また戻っていったる状態がありますので、その辺のこともわかりましたらあわせてお願いします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 佐藤譲司議員から再質問をいただきました。3点かと思います。給与の是正の問題と臨時職員の給与に関する事、それから地すべりに関することでございますが、先ほど申し上げましたように鋭意努力しているわけですが、詳しくは助役から給与の是正の問題、それから臨時職員に関する問題については助役から答弁させます。それから、地すべりについては建設部長の方から答弁させます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 鷹照助役。

助役（鷹照賢隆君） 臨時職員と退職、給与是正の問題について佐藤議員にお答えいたしますが、職員数が現在1,315人おります。これらのデータを整理中でございますけれども、各町によって前歴換算の内容がばらばらといたしますか、考え方の違いというか、どういう程度をみるとか、パーセントをみるとか、そういう形でいろんな形態がございます。それらを一つ一つ聞き取り調査しながら今現在データを揃えているわけですが、ご発言のとおり、退職者に関しましてはできるだけ早くやっていきたいと思っておりますが、退職者の給料が極端に例えば何万円と違うという場合に、それを一気に上げますと逆に退職金をもらうために上げたんでないかというような逆批判もいただきかねないということで、なかなかその辺のところは難しい問題があるのではないかなと思っております。できるだけそういう形で職員の皆さんが満足できるような形をとりたいと、こういうふうに思っているところです。

それから臨時職員につきましては、5年以内と申し上げましたのは、例えば同じような類似施設で臨時職員がおるわけですが、これは別々の行政団体の場合はそういう違いというか比較対照しなかったんですが、一緒の由利本荘市になって同一の行政団体になったと、そうしたら隣の町の情報が入ってきて比較的そういう額が違っていると、こういうものについてはできるだけ早い機会にならしを掛けていきたいと、こういうふうに思っているところでございまして、それは先ほど本答弁で申し上げましたとおり、作業関係とかそういう業種別の作業賃金は早めに統一していきたい、こういうふうに思っております。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 猿田建設部長。

建設部長（猿田正好君） 佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

まず、前段お断わり申し上げますけれども、市長答弁でも申し上げましたように、これの根本的な災害復旧に関しましては現在、由利地域振興局の農林部の方での治山事業、あるいは地すべり対策事業等で対応していただくべく検討いたしておりますけれども、由利本荘市の庁内においては、農林水産部、それから私ども建設部それぞれの観点で合同の連絡会議、それに加えて現場対応も含めて鳥海総合支所も加わっていただきながら、3者での連絡調整会議を設定しながら県との対応を行っている次第であります。そういった意味で、道路維持、あるいは道路復旧の観点から建設部からの答えというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

まず、県道の方の地すべりの件でございまして、墓の対策についてでございますけれども、現在ボーリング調査によって対策工事がどの程度の範囲まで必要なものかどうか、これが今月いっぱいぐらいでボーリング調査のデータが集約できるというふうに伺っております。それを受けて対策の工法が決定するべく、由利地域振興局の方で検討作業に入るとございまして、その工事範囲が決定次第、上の墓は4名の権利者の方がおられるそうでございますけれども、そちらの方々に仮に移転等が必要になるとすれば補償対象として考慮できるだろうという見解でございます。これにつきましては、その4名の方々についてはそれぞれ内々のお話を、必要になる可能性もありますよというような内々のお話をしているということを伺っております。

それから休耕田でありますけれども、上の方でちょうど地すべり災害が発生した時期に水を張る時期と重なってございまして、水を張ってしまって上の方からさらに範囲が広がってしまえば困るということで、緊急に水を張らないような要請をしたわけでございます。その意味で、緊急的に休耕をお願いをした面積が約3,300平米ほどあるそうでございますけれども、その部分につきましては代替の休耕予定地に作付をさせていただいたということでクリアしたというふうに考えてございますので、現在のところそれに関しての補償という形のごことは考えていないというふうにございます。

それと、下の方に用排水路がございまして、用排水路については、鳥海総合支所で速やかに鉄板を敷いて土砂の流入等を防ぐ作業をしていただきました。仮に工法が決定し、それらの用排水路についても例えばつけかえが必要になるとかというような事態になった場合には、これも当然のように補償対象として要求しなければいけないものだろうというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、連絡会議、私ども横断的な部、それから総合支所の横断的な考え方の中で由利地域振興局の方へ鋭意お願いをしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに考えます。

また、百宅線につきましても土砂の危険度の調査であります。昨日も申し上げましたが先週からいわゆる落石危険度の調査を、いわゆる具体的な技術者をもって行ってございます。そのデータを集約して、実は今週からいわゆる落石除去の可能性について、どの部分をどの程度除去すれば、どのような工法で除去すれば臨時的に通行が可能になるかというような部分について今週、実はきょうも現地でもって調査をいたしてございます。それらのデータをまとめ次第、どのような形での工法が、あるいは落石防止さくが必要であるとか、あるいは大型土のうでストップをかけるかというような形になるかと思うんですけれども、それにしても百宅線については幅員が狭くて道路脇からすぐがけでありますので、そういった余裕もなかなか見つけきれないと思います。ただ、そのような可能性も含めて、片側交互通行でもどうにかクリアできる方法を検討してまいりたいというのが現在の状況でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 当局へ区長の第三セクターに対する質問もあったわけですが、答弁漏れていると思いますので当局の答弁を求めます。鷹照助役。

助役（鷹照賢隆君） 第三セクターの内容につきまして私が社長に就任している会社がございまして、それらの関連から私からお答えさせていただきますが、私も含めまして会社の経営の方につきましては、おっしゃるとおり向こうの方から来てもらったりしているわけですが、私の方からもいろいろ出ていくようにこれから心がけたいというふうに思っておりますし、区長さんにつきましても専務さんになっていただいておりますので、そういう面では私以上により回数を重ねて、足しげく会社の方に行って経営に携わっていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（井島市太郎君） 21番佐藤讓司君、再々質問ありませんか。21番佐藤讓司君。

21番（佐藤讓司君） 再質問についてでございますけれども、ことし除雪の賃金は幾

らぐらい考えておりましたかということも質問しました。

それから、職員の給与の是正でございますけれども、これからやりたいということでございましたけれども、来年退職する人の方からなるべく早くというお願いしたんでございます。いろいろな手法、それもわかりますけれども、助役さんの方からは何万円もという話が出ましたけれども、何万円もしてもらえば職員は大喜びでしょうけれども、なかなかそれは難しい問題でございますので、この前のお話でも定期昇給は1年に1回に決めましたということでありました。特別昇給、定期昇給において考えましょうという、確かこの前そういったお話もありましたので、できれば来年の1月1日ごろをめどにして、来年の退職者に対しては早めに対応できますように、できるというような答弁が一番よろしいんですけれども、ちょっとお尋ねしたいと思います。それによって職員のこれからの仕事に対する頑張りが違うと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

それから最後、第三セクターの問題でございますけれども、いろいろご難儀しておりますので、なるべく足を運んで経営状態が上向くように、これはお願いですけれども、ひとつよろしくお願いします。

以上です。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。鷹照助役。

助役（鷹照賢隆君） ただいまの再々質問についてお答えいたしますけれども、今年度の予算で共通賃金表という中で業種別に区分しておりまして、道路維持作業という中では6,500円という数字で設定いたしております。

それから、来年度退職者に関しましては、早急に調査いたしまして、おっしゃるようなケースがございますかどうか、それを調査してから十分検討して、実施するという言葉がなかなか出ないんですけれども、そういう方向で検討してまいりたいと、こういうふうに思っております。

それから第三セクターの方については、お話どおり頑張りますからよろしくお願い申し上げます。

議長（井島市太郎君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、報告第2号から報告第16号までの15件、議案第112号から議案第143号までの32件を一括議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番今野英元君の発言を許します。1番今野英元君。

【1番（今野英元君）登壇】

1番（今野英元君） 本来であれば、地方自治体の議案には防衛問題とか安全保障の問題とかというのはなかなかなじまないと言われてきたわけでありまして。特に、これは自衛隊の基地を持っている自治体とか、米軍基地を持っている自治体では盛んに議論されてきた経緯がありますけれども、一般的に平和問題、安全保障の問題、防衛問題は自治体の問題ではないんじゃないかということが過去には言われてきました。しかし、今回のこの112号、113号の議案を見ますと、この議案というのは周辺事態法、そして国民保護法、それから武力攻撃事態法に伴って、もし有事になったときに国民保護計画を

策定しなければいけないという観点から、この条例を制定しなければいけないということになったわけであります。そして、この条例が制定されると、国民保護計画というのが策定される。この国民保護計画というのは、県に協議を行いまして、議会に報告するだけでいいと、議会では審議する必要はないという代物であります。したがいまして、この112号、113号の議案がもし可決されれば、すんなりと国民保護計画は、ほぼ報告ということで通ってしまうということであります。それで、この内容というものが非常にやっぱり問題があるということで、私はその観点から質疑したいと思えます。

一つは、国民保護法によって地方自治体が行う事務というものは、第1号の法定受託事務であるということが言われております。この法定受託事務というのは、論理的に自治体が国からの要請によって行うというものでありますけれども、自治体がもし現在のこの112号、113号の条例をもし否決した場合にです、否決した場合に、国としては地方自治法の245条の6、7、8、要するに国の是正勧告、指示、そして代執行という方法で自治体にその施行を求めてくるということが予想されます。そのときに議会では否決されたものが国の要請によって、いや応なしに行わなければいけないという事態が生じてきます。これは地方自治の自律性や自主性が尊重されなければいけない。そして、国と地方自治の関係が対等で平等でなければいけないということと相反することでありますけれども、このことに関しまして市長はどう考えているのか、まず第1点お聞きしたいと思えます。

それから、これは議場の皆さんとか聞いている方が質疑の通知を私は出したんですけれども、質疑するに当たって、質疑要旨が皆さんには配られないというのが通例だそうであります。したがいまして、私が今これから質疑すること自体、皆さんは何を質疑、次に何を質疑しているのか、今また何を質疑しているのかということが非常にわかりにくいと思えます。しかも、専門的な用語が出てきますし、非常にわかりにくい。空中戦の議論をしてるんじゃないかというようなこともありますけれども、どうかそこは、そういう通告書が皆さんには配られないということだそうでありますので、そこのお許しをいただきたいと思えます。

次の質疑であります。地方自治は2つの意義があると言われております。一つは、住民自治。もう一つは、団体自治であると言われております。現在、団体自治をめぐって中央と自治体に対立する場合があります。例えば原発の問題や基地の問題、そして今回のこの周辺事態法に関する問題であります。この周辺事態法に関しましては、第1条で日米安保の効果的な運用をしなければいけない。そして、我が国の平和と安全を確保することを目的としております。そして、その9条の第1項では、関係行政の長は法令及び基本計画に従って、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができるとしてあります。ここでいう地方自治体の協力に関し、政府は「協力すべき義務ではない」ということを説明しております。しかし、たとえ義務ではないにしても、もし協力を拒む自治体があれば、執拗な説得や要請、そして財政面での「あめ」と「むち」が行われるということが十分考えられるわけであります。団体自治と周辺事態法についての関係、今言いました団体自治と周辺事態法について市長はどのように考えているのか、ご答弁いただきたいと思えます。

次の質疑でありますけれども、武力攻撃事態法と国民保護法は有事法制の体系の一つ

の法案であります。この「有事」という言葉に非常にごまかされやすいのでありますけれども、「有事」というのはイコール「戦争」という意味であります。でありますから、この国民保護法も国民保護とはいっておりますけれども、戦争になったとき国民をどうやって避難誘導するのかという意味であります。という意味では、戦争の協力法ではないかと思われま。この国民保護法という法律をどのように認識しているのか、また、武力攻撃事態法というものをどのように理解しているのか、市長のご見解を聞きたいと思ひます。

次の質疑であります。もし議案第112号、113号の両条例が可決された場合ですね、可決された場合に、国民保護計画を何月議会において議会に報告しようとする予定なのか、お聞きしたいと思ひます。先ほど言いましたように、この国民保護法は都道府県知事と協議し、計画を作成して、議会にはただ報告するだけでいいということで質疑がいらぬものでありますけれども、何月議会を予定しているのかお聞きしたいと思ひます。

次の質疑であります。国民保護協議会の委員の具体的な任命は市長の判断にゆだねられております。この協議会委員の中には、防衛庁長官の指名や同意を得た自衛隊員を任命することができるかとされております。具体的に現職の自衛隊隊員や自衛隊OB、または防衛庁関係者の任命を考えているのかどうかお聞きしたいと思ひます。

次の質疑であります。国民保護法の担当部署がどこなのかということであります。我が由利本荘市の組織機構の中で国民保護等の担当部署はどこに置くのか。また、自治体の組織機構の中に危機管理課や国民保護課などの有事法制関連の課をつくる予定や計画はあるのか、この点をお聞きします。

次の質疑であります。国の国民保護の基本指針において、地方公共団体には防災に関する体制を活用しつつ、国民保護の措置を実施する体制をつくらなければいけないと国の方では求めております。過日、1,000ページにも及ぶ由利本荘市の地域防災計画が私たちに配付されました。この地域防災計画との関連について、市はどのようにとらえているのかお聞きしたいと思ひます。

次の質疑であります。有事になった場合に対策本部を設けなければいけないということが言われております。この有事の概念として、1つには武力攻撃の事態があった場合、2つ目には武力攻撃が予測されるという事態、そして3つ目が緊急対処事態、例えばテロなどの場合、3つが挙がっております。有事になったときに、この3つのどれかということは国が判断することになっております。例えば武力攻撃事態と国が判断したときには、国も地方自治体も名称は武力攻撃事態対策本部をつくることとなります。また、緊急対処事態と判断したときには、国も地方も名称は緊急対処事態対策本部をつくることとなります。本市では、緊急対処事態対策本部をつくることとなっておりますけれども、名称はそのときの国の有事の判断によるものではないかと思われまけれども、市長の見解をお聞きしたいと思ひます。

国のモデル条例があるんですけれども、国のモデル条例でも緊急対処事態というふうになっておりまして、武力攻撃事態のことは予想してないわけであります。これはなぜか、非常に不思議な矛盾しているところあります。国民保護法においては緊急対処事態だけでありまして、武力攻撃事態を予測してない。非常にこの点が、この2つの法律を比べたときの矛盾点であります。この点をお聞きしたいと思ひます。

次に、対策本部でありますけれども、対策本部は有事の場合に立ち上げるもので、常設ではないとされております。普段は置かないと。対策本部を設置すべきは、政府によって指示・指定される、これは保護法の25条に書かれておりますけれども。自治体は政府の指定や要請は認められておりますけれども、自治体が自発的に自分でこの対策本部を立ち上げることは認められておりません。有事の場合に緊急性を要するものなのに自発的な立ち上げが認められていないというのは、非常に法的には欠陥であります。有事になったときに国の指示・指令待ちで対策本部を立ち上げるなどということは、欠陥法の一つでありますけれども、この点に関して市としてはどのようにとらえているのかお聞きしたいと思います。

次の質疑でありますけれども、有事の具体的な想定であります。有事の具体的な計画を組もうとすれば、有事事態の具体的な想定が必要となってきます。特に、どのような事態を想定して、被害の種類や規模など念頭に置きながら保護計画をつくる必要があります。これは各自治体で非常に有事の具体的な想定ということでは、各自治体が大変頭を悩ましております。例えば東京都などでは、日中の人口は1,500万人、そして夜間が1,200万人と言われております。その方たちをどうやって保護・誘導するのか、避難させるのか、これは各自治体によっていろいろ差があると思います。また、東京都などは、日本は非常に島が多いわけでありましてね。島が多いのを、その島民をどうやって誘導避難させるのか、非常に具体的な想定事態がわからないという声が上がっているのであります。これは2004年の12月に閣議決定された新防衛計画大綱の中で、政府は現在の日本において本格的な武力攻撃の可能性がないことを前提に、正面の装備を縮小するとともに、国際的な協力を挙げて自衛隊の海外での活動に重点を移すことを表明しております。つまり有事の概念の武力攻撃事態、敵が日本の本土に上陸してくるとか、飛行機で空から爆弾を落とすなどという、そういう古典的な攻撃に関しては可能性がないと防衛庁自身が言っている、国が言っているわけでありまして。そして消防庁の国民保護室の2005年の市町村国民保護モデル計画の素案でも、これ非常にわかりにくい文章なんですけれども、平素からかかる避難を想定した具体的な対応について定めることは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、研究・検討を進めていく。非常にこのわかりにくいんですけれども、つまりそのような想定はできないから具体的なことは考えなくてもいいと、そういうことでもあります。これは各自治体が計画案をつくるわけでありましてから、由利本荘市では有事の具体的な想定をどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

次に、各自治体では避難訓練などをしなければいけません。国民保護法では、訓練を行うように努めなければいけないとしております。自治体では、図面での訓練、それから実際の演習、それから避難訓練を行わなければいけない。42条の緊急対処事態でも準用されているのですけれども、大型テロなどの緊急対処事態についての訓練や努力義務はあるとしております。市としては、この避難訓練などについてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

これ一つの例ですけれども、国民保護法を先取りした形で2003年の11月に鳥取県で避難訓練を行っているんですね。それから、きのうの読売新聞6月14日付で沓掛有事法制担当大臣が、コンビナートや原子力発電所などのテロ攻撃を想定した実働訓練を8月か

ら11月にかけて北海道や茨城県、鳥取県で行う、実際にやると言っております。鳥取県のこの国民保護法を先取りしたこの訓練というのは、日本海側3町で2万6,000人の住民をバス89台かけて岡山県へ避難させるというものでありました。これには11日間かかっております。有事のときに11日間もかけて住民を避難させるというのは、もうナンセンスの域でありますけれども、これは鳥取砂丘から敵が攻めてきたということであり、鳥取県で行ったこの訓練というのは、なぜ岡山県かといいますが、鳥取県から県外へ出す、脱出させる、避難させるということであり、鳥取県から岡山県へいくなれば疎開させるということであり、この鳥取県の訓練では、岡山県に通じる国道が大渋滞を起こしまして、作戦を展開する自衛隊と避難するバスが国道上で交差して、どちらも動けなくなっちゃった。そして、自衛隊の幹部は作戦を展開する我々の方が先であるということを主張して、大混乱に陥っております。果たして由利本荘市でもこのような訓練を実施するのかどうか、お聞きしたいと思います。

もし由利本荘市で実施するとすれば、日本海沿岸に有事があった場合ということが考えられます。このときに県外へ、由利本荘市以外への移動を、9万人の住民を移動させなければいけません。多分、にかほ市でもやるでしょう。秋田市でもやるでしょう。岩手県へ通じる国道というのは1本であります。どちら、自衛隊が優先なのか、住民が優先なのか、非常に判断に苦しむところであり、市の考え方をお聞きしたいと思います。

次に、もし本当に迫りくる危機というものがある、映画の題名で「迫りくる危機」という映画がたしかあったと思いますけれども、有事事態、武力攻撃の事態が本当に現実的なものであるとすれば、国や県や市の施政に対する姿勢というものがないといけないと思います。1970年代から80年代にかけて、旧ソ連の南下論が言われました。北方領土から釧路や根室や北海道にかけてソ連が南下してくる。日本三海峡を封鎖するべきだという意見がいろんなところで言われました。津軽海峡や根室海峡、そして対馬海峡を機雷封鎖するべきである。ソ連が絶対攻めてくるのは、もう確実であるということがまことしやかに言われました。これは旧ソ連は崩壊したわけではなかったわけであり、もしあのときに本当にソ連が攻めてくる有事体制がある、武力攻撃があるということであれば、あのときの自治体、日本海側の自治体や北海道は、建設する公共的な施設の中には必ずシェルターをつくらなければいけなかったのではないのでしょうか。もし本当に有事がこれからも予定される、武力攻撃が予想されるのであれば、国や県や市がこれから建設するすべての公共施設にはシェルターを含めた防災の設備と食料・水・その他の物を配置する必要があると思われ、市長はこの件に関してどのように考えられるのか。

以上、有事法制、議案第112号、113号に関連しまして質疑しましたけれども、非常に議場の皆さん、そして傍聴されている方もわかりにくいかと思いますけれども、つまりは本当に有事、敵が攻めてくるような状態があるのかということであり、その件に関して明快な答弁をよろしくお願いします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 今野議員のご質疑にお答えしますが、今の国民保護協議会条例の制

定に関することですが、私は戦前に生まれました。そして少年期を戦争の中で過ごしました。この田舎の地域にも敵の飛行機が飛来してきました。13歳のとき、敵機来襲というそうした訓練で、公園の、あの前の本荘の中学校から公園のところの杉の木にしがみついて、そして「敵機脱去」という号令を聞いて、また学校に帰って勉強したことを覚えています。ところが議員の皆さんには戦後生まれの方もたくさんいらっしゃいますので、そうした思いが私の思いと少しかけ離れている点もあるかもしれません。そういう意味で、この今野議員のご質疑はこれから危険があった場合はどうするのかとか、さまざまな意味を含めてのご質問であります。そういう意味も込めながら、今野議員の質疑に答えさせていただきたいと思っております。

最初に、条例が否決され、地方自治体が国民保護計画を作成しない場合、国の関与が考えられるが、国・地方の対等関係を考えるとき、地方自治の自律性、自主性が尊重されなければならないと考えられるがどうかということですが、国民保護計画の作成につきましては、平成16年9月17日付、消防庁長官名の文書によって、都道府県国民保護計画は平成17年度中に作成することとされており、同年度中に秋田県も含めたすべての都道府県において計画作成されております。

また、同文書により、市町村国民保護計画は平成18年度中に作成するように、との国からの指示がなされております。

これを受けて、今回提案しております条例案につきましても、本県では、秋田市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、美郷町、羽後町の11市町村において本年3月までに議決され、制定されているところであります。

「武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法第35条では、「市町村長は、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。」と規定されており、同法第16条により、市町村は事態に当たって警報の伝達や避難誘導の指示という重要な役割を実施する責務を有する、とされておりますことから、これらの措置の実施のためにも作成しなければならない必要な計画であると考えております。

次に、団体自治と周辺事態法についてであります。「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」いわゆる周辺事態法第9条第1項の規定による協力については、その権限の行使についての協力でありまして、その権限を超えた協力、法令を超えた対応を求められるものではありません。

具体的には公共施設の使用許可などが考えられますが、法令の範囲内での権限の適正な行使であれば、協力については問題ないものと考えられます。

次に、有事法制体系の一つである武力攻撃事態法、国民保護法をどのように認識、理解しているのかについてであります。武力攻撃事態対処法、正式には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」であります。この法律は、武力攻撃が発生したときの対処について、基本理念や国・地方団体の責務などの基本となる事項を定めるとともに、個別法制の整備に関する事項を定めたものでありまして、この法律は有事法制全体の中核となるものであります。

国民保護法とは、武力攻撃事態対処法の規定に基づき、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするために、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施

することを定めたものであります。

国際平和を願うことはもちろんであり、平和に向けて努力を積み重ねることは大切なことではありますが、こうした努力にもかかわらず、万一、不幸にして武力攻撃事態に至った場合において、市民生活に及ぼす影響を最小限にするために、これらの法律は必要なものと考えられます。

次に、国民保護計画は何月議会で提出するか。また、その計画に由利本荘市独自の計画案を盛り込む予定はあるかについてであります。市町村国民保護計画につきましては、国民保護法第35条第6項の規定により、作成後、速やかにこれを議会に報告することとなっております。

市町村計画につきましては、平成18年度中の作成が求められており、本市計画につきましては、平成19年3月定例会への報告ができるようなスケジュールを考えております。

また、本市国民保護計画は、平成18年1月に消防庁で作成され示されている市町村モデル計画と、秋田県内市町村が作成した計画を参考にした計画の作成を考えております。

次に、国民保護協議会委員に現職自衛隊員、自衛隊OB、防衛庁関係者の任命は考えているかについてであります。国民保護協議会委員につきましては、国民保護法第40条に委員の構成が定められており、武力攻撃事態等への対応という特殊事情があることから、自衛隊に所属する者も加えた中から市長がその委員を任命することとなっております。

県内の他市町村の状況を見ますと、県内25市町村のうち14市町村が自衛隊関係者の任命を考えていると伺っておりますし、武力攻撃事態等という特殊な事情を考えますと、自衛隊関係者を委員に加えることにより計画作成に万全を期することができるのではないかと考えています。

次に、由利本荘市の機構の中で国民保護等の担当部署はどこか。危機管理、国民保護課など有事法制関連の課をつくる予定はあるかについてであります。国民保護関係につきましては、現在、災害対策本部及び危機管理を担当する部署となっております。総務課が担当しておりますが、今後も引き続き総務課が担当してまいります。

次に、国民保護措置と由利本荘市地域防災計画との関連性をどのように考えているかについてであります。国民保護措置については、武力攻撃等による災害への対応であります。その発生原因に違いはあるものの、避難の指示等を初め自然災害や事故災害への対応と共通する部分が多いことから、由利本荘市地域防災計画と整合性を図った計画を作成したいと考えております。

次に、なぜ緊急処理事態対策本部なのかについてであります。

武力攻撃事態とは、「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」と、武力攻撃予測事態とは、「武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」と定義されております。

発生した事態について、武力攻撃事態もしくは武力攻撃予測事態であるとの政府の認定がなされ、閣議決定された場合には、対策本部を設置すべき市町村に対し、県を通じて対策本部設置の通知があり、これをもって初めて市町村が国民保護対策本部を設置することとされております。

また、緊急対処事態とは、「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するために、国家として緊急に対処することが必要な事態」と定義されております。具体的には、原子力発電施設の攻撃、炭そ菌等を用いたテロ、航空機による自爆テロなどが想定されております。

緊急対処事態と認定され、設置の通知が市町村にあった場合には、市町村は緊急対処事態対策本部を設置することとされております。

次に、対策本部の自発的立ち上げが認められていないのは欠陥法ではないかについてであります。対策本部の設置は、対策本部を設置すべき市町村の指定について閣議決定がなされ、内閣総理大臣から総務大臣及び都道府県を通じて設置の通知があった場合に設置することとされておりますが、通知がない場合にあっても、国民保護法第26条第2項の規定により、市町村長は都道府県の知事を通じて内閣総理大臣に設置指定の要請ができることとされております。

次に、由利本荘市として有事の具体的想定をどのようにとらえているのかについてであります。武力攻撃事態などはあってはならないことであり、国際平和を願い、国と県とともに、こうした事態を招かないように努力を積み重ねていくことは当然のことです。

現実に今すぐこうした事態が起こるとは予測はしておりませんが、テロ等はいつどこで起こるか予測不可能であり、万が一の事態に備えておく必要はあろうかと考えております。

次に、由利本荘市における図上演習、実働演習、避難訓練などを行う計画、予定はあるかについてでございますが、訓練につきましては、事態発生時における対処能力の向上のためにも必要であり、県においては図上訓練の実施を検討していると伺っております。

本市におきましても、国民保護計画の作成を行い体制が整った後に、県の行う訓練への参加などを含めた実施を図ってまいりたいと考えております。

次に、有事、武力攻撃が現実性があると思うのであれば、市民・住民の保護、生命を守るという観点から、公共施設等のシェルター配置をする必要があると思われるがについてでございますが、武力攻撃にはさまざまな形態があり、ミサイルによる攻撃もその一つであります。この攻撃による被害の防御には、海外の例を見ましてもシェルターの設置が有効とされております。

市民の保護、市民の生命を守ることは市の当然の責務であります。シェルターの設置には多額の予算が必要とされますので、市民の理解も得ながら他の地域の動向も見据えて、今後対処してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 1番今野英元君、再質疑ありませんか。1番今野英元君。

1番（今野英元君） 今、市長からご答弁いただきました。私もこの質疑をつくって非常に荒唐無稽な、これは法案じゃないかと、また、砂上の楼閣をつくっているようなというか、非常にこうある意味ばかりしさを感じるんですね。ただ、ばかりしさを感じましても、実際にこうやって法案として出てきて市が条例をつくらなければいけないと

ということになれば、これはもうばからしいの何のと言ってられない、現実のものとして考えなければいけないものであります。

お聞きしますけれども、きのう佐藤竹夫議員の質問、防災ハザードマップ、防災システムに関して、それから防災訓練の実施に関して質問ありましたときに、市長は大変、現在では無理であると、由利本荘市、9万人の広いところを全部網羅して、しかも市民に知らしめるのは無理である。ですから、自分で守ってくれ、自分の身は自分で守れということと言われました。しかも、非常に人的な不足があるということで、これは限界があるということをおっしゃっています。防災システムでさえ、これなんですね。でありますから、もし有事が起きたときには、もうとてもじゃないけれども対処できないというのが実態なんではないでしょうか。市長は、先ほど地域防災計画との整合性を図っていきたいということをおっしゃっていました。確かに防災は自然災害であります。有事は人的なものであります。自然災害と人的なものは基本的には発生原因は違いますけれども、中身は一緒だと市長今おっしゃいました。しかし、きのうの佐藤竹夫議員の答弁を聞いてみると、地域防災計画のそういうことをとてもじゃないけれども現在の市ではやれないということをおっしゃっています。その点、まず第1点聞いておきたいと思えます。

それから、避難訓練を行うということをおっしゃいました。鳥取県で行っている避難訓練がいかにばからしい ばからしいといいますがこれは語弊ありますけれども、私は本当にそれで避難訓練になるのかということをお聞きしたいくらいであります。きのう、沓掛有事法制担当大臣が北海道や福井県で原発にもシテロがあった場合に避難訓練を行うと言いましたけれども、福井県敦賀、あそこの原発銀座といわれているところは、原発が全部で15基あるんですね。そこを1カ所か2カ所攻撃されただけで、もう大変なことになるでしょう。それで本当に避難訓練というものを、鳥取県がやったようなことを行うのか。あれは本当に訓練になるのかどうかということでもあります。秋田県がやるから由利本荘市もやらなければいけないだろうということでもありますけれども、本当にじゃあ県外脱出、県外へ避難するということが可能なのか。もし、これが各自治体でやるとなれば、この訓練費用は自治体持ちであります。国は出しません。国と一緒にやるときには多分折半なるでしょうけれども、各自治体が自分で独自に行うときには、どうぞ自分でやってくださいというのが国の立場であります。それで本当に由利本荘市の避難訓練、これは1,000人規模とかという避難訓練は全然訓練にならないのであります。やるとすれば、もっと大規模なものを考えていかなければいけない。この件に関して聞きたいと思えます。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 今野議員の再質疑にお答えしますが、先ほども申し上げましたように防災、自分のことは自分でということ、基本的には自分のことは自分なんですけれども、今の件につきましては、その有事に関してのことでもありますので想像のつかないことがあります。しかしながら、私たちはその辺のことをやっぱり行政としても一つの心構えとしては持っておかなきゃならないんじゃないのかなというふうに思います。ただ、いたずらに危険性というものをあまり強調することもおかしくないかなというふうに思います。オオカミ少年の話でないけれども、オオカミが来る、来ると毎度おどかしするようなことも決していいことではありませんが、だけれどもオオカミが来たときはどう

いうふうにして逃げるのかということもやっぱり子供心に考えたものでした。オオカミが来たときは戸締りをしっかりして、泣く子も黙ればオオカミが去っていく。だから、それぞれのやはり危険に対しての対処の方法というものは考えておくべきだろうと思います。その避難訓練においても、その地域性によって相当違います。今おっしゃるように原子力発電所のたくさんあるところなどは、やはりねらわれやすいだろうし、そういう意味では、そういうところはどういうふうな避難をすべきなのか、1,200平方キロメートルもあり、鳥海山のところに逃げ込めば、そこまでは来ないだろうと、こういうふう想定される地域もあり、その地域地域によって、ただ一概に同じようなレベルでの避難訓練ということは私はないだろうなというふうに思います。

それで、県の方は図上訓練だということでありますので、実際今のところ人を動かしてどうのこうのでなく、また、もう一つの訓練であれば、例えば9万2,000人の人口があるから、それ9万2,000人全部山形に移動しろとか、青森に移動しろ、岩手に移動しろ、そうしたことなく、訓練ですから何というんだらうか、ブロックなり、あるいは抽出した方々の意識なり、そうしたものが伝わるといふんでしょうか、そういうふうな小さな規模での訓練などというものはあり得るかもしれません。

まだ、これも今始まったばかりでございますので十分私も承知してませんが、我々の戦時中の体験からすれば、やっぱりもし爆弾が落ちてきた場合には子供は死ねばいいやとって、そうした人もいるし、やっぱり命は助からなきゃならないとって逃げた経験もあります。この貴重な時間で私の経験を申し上げるのも何ですが、土崎の爆撃のときは、私はうちの中で、どうせ爆弾が落ちるんだらうちの中でみんな一緒に死のうとって外に出ませんでした。だけれども、それがいいのか悪いのか。やっぱり私たちはこういうふうな事態が生じた場合には、やはり人命を守るといふこと、みずからの人命と家族の人命と地域の人々の人命を守るためには、やっぱり自治体としてはそうした心構え、あるいは訓練も必要であればやらなきゃならないものではないのかなというふうに思います。ですから、常日ごろからそうした起こり得るかもしれないといふことをやはり肝に銘じながら対応してまいるべきだろうなというふうに思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 1番今野英元君、再々質疑ありませんか。1番今野英元君。

1番（今野英元君） あまりこの議論はかみ合わないだろうなと思ったら、やっぱりかみ合わないところがありました。これは内閣官房が2004年12月に出した国民保護に関する基本的指針というのがあるんですね。この中で非常にこれ、今回の陳情書の中にもあるんですけども、「核・生物科学兵器の攻撃の際に避難住民を誘導する場合には風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えて防止マスクを着用させること。そして、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときには、安定ヨウ素剤の服用をすること等を指示、生物及び科学剤による攻撃の場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋等に避難するように指示」、これは内閣官房が避難する際のマニュアルなんですね。生物兵器の攻撃が行われたときに、この程度の避難指示で本当に避難になるのかといふのは、これ、だれが見てもびっくりする。これで避難になるのかっていうことでもあります。市長もう一度お聞きしますけれども、きのう佐藤竹夫議員のあの答弁といふのは、ほとんど由利本荘市では避難したりするのは無理

だから個人個人が行ってくれということを書いてますけれども、今回の場合にもまさに危機になったときには個人個人対応が一番いいことであるという、基本的にはそういうお考えですか。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 自然災害に関しましては、常日ごろからハザードマップなど配付しておりますが、例えば夜間だとか電気が切れたような場合にはどうするのか等々まで私たちこの市民に啓蒙してですね、そういうときはどういうふうな避難の仕方をするのかというようなことも実際は入っているわけでありまして。計画があるから個人個人で対処してください、自治体としてはそうはいきません。自治体としては、やはり市民を守るためにはこういう計画だからこういうふうにしてやっぱり避難をするべきだという指針は出しております。そういうことで、計画があるから個人が自由に避難してくださいということを決して言っているのではありません。私たちは常日ごろから、災害に対する、生命を守るための意識の高揚というんでしょうか、そういう意味での訓練も必要でもあるし、それからその計画の周知などについても図っているところであります。

今の国民保護法の問題については、災害と似た部分はあるわけでありまして、私たちはこれについては、災害については雨が降ったり風が吹いたり、鳥海山が噴火したり、そうしたことでそれなりの経験対処があるから、それなりの心準備がもう備わっています。だけれども、今の有事のこの問題については、それはもう過去の風化してしまって、どういうふうにして対応するかどうのというのはすっかり忘れてしまっているわけです。ですから今のテロだとか炭そ菌等云々というふうな話になってきますと、それはもう全く我々は免疫がないから、そうしたことがあった場合はどうするのかということをやはり何というんでしょうか、訓練というんでしょうか、そうしたことをやはり学んでおかなければならないのじゃないのかなというふうに思います。

ですから、これはさっき申し上げましたように自然災害、そうしたものについては個々で、この国民保護法は団体でとこういうことではなくて、それは共通するものというふうに考えていただいて結構だと、このように思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 以上で1番今野英元君の質疑を終了いたします。

ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

以上をもって提出議案に対する質疑を終結いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第3、提出議案、請願、陳情の委員会付託を行います。

お手元に配付しております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

議長（井島市太郎君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明16日は各常任委員会、17、18日は休日のため休会、19、20日は各常任委員会、21、22日は事務整理のため休会、23日に本会議を再開し、各委員長の審査報告を行い、質疑、討論、採決を行います。また、討論の通告は、22日正午まで議会事務局に提出していた

だきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段のご配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 0時00分 散 会